

# パートナーズ関西 相続通信 Vol.5

## 夫婦間の居住用不動産等の贈与

Q. 相続税の節税対策として配偶者に住宅を贈与するといいいと聞きましたが、どのようなことでしょうか？

A. 婚姻期間が20年以上の配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合には、贈与税の配偶者控除として2,000万円までの控除が受けられます。

なお、この規定は、贈与税の申告が必要です。そして、贈与税は課税されませんが、不動産の登記の費用、不動産取得税等の費用が必要です。

Q. 相続税対策で金銭の贈与・自社の株式の贈与を考えているのですが、どのようにすればいいのでしょうか？

A. 金銭の贈与に関しては、贈与税の基礎控除額である110万円を考慮して贈与すれば問題ないと思われます。

自社株式の贈与に関しては、決して額面金額で贈与してはいけません。相続税評価額により適正に評価した金額により贈与する必要があります。

\* 上記の規定や配偶者や子供に金銭・株式等の贈与を考えられている方は、年内に財産の評価し、贈与契約を交わさなければなりません。

詳細については、下記事務所までお問い合わせ下さい。

**ぜひ 私たち専門家にお任せください。**

生前贈与から遺産分割協議まで さまざまなニーズに 誠意を持ってお答えします。

## 税理士法人 パートナーズ関西

和泉中央事務所

〒594-0066 和泉市桑原町2-4-7-6  
TEL 0725-45-0063 / FAX 0725-44-1832

奈良大宮事務所

〒630-8115 奈良市大宮町6-7-4  
TEL 0742-35-0602 / FAX 0742-35-2196

大阪平野事務所

〒547-0024 大阪市平野区瓜破2-2-51  
TEL 06-6790-1701 / FAX 06-6790-6994